

小規模事業者持続化補助金

経営計画に基づく販路開拓等の取り組みに対し
最大**50万円**の補助金(補助率:2/3)支給

- ①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策取組、③海外展開の取組は、100万円が上限になります。
- ④複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

**計画の作成や販路開拓の実施の際、
商工会議所の指導・助言を受けられます**

《対象となる取組の例》

①広告宣伝

- ・新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
- ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置

②集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施

- ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
- ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発

⑤ITを活用した広報や業務効率化

- ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

小規模事業者が
対象です



公募受付締切 5月18日(金) 当日消印有効

当補助金の交付を受けるには経営計画等の作成が必要となります。
また、実施は採択後(7月中予定)となり、既に行っている取組み(機械の購入など)は対象外となりますのでご注意ください。
経営計画の作成には時間がかかります。お早めに当所までご相談ください。

お問い合わせ先 丸亀商工会議所 TEL:0877-22-2371

対象の取組等に関しては『<http://h29.jizokukahojokin.info/>』をご確認ください

【概要】

※詳細は特設ウェブサイト(表面URL)に掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者(※下表以外の事業所は対象外となります)

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

・経営計画を作成し、採択を受けた後に、当計画に基づき実施する販路開拓等のための事業

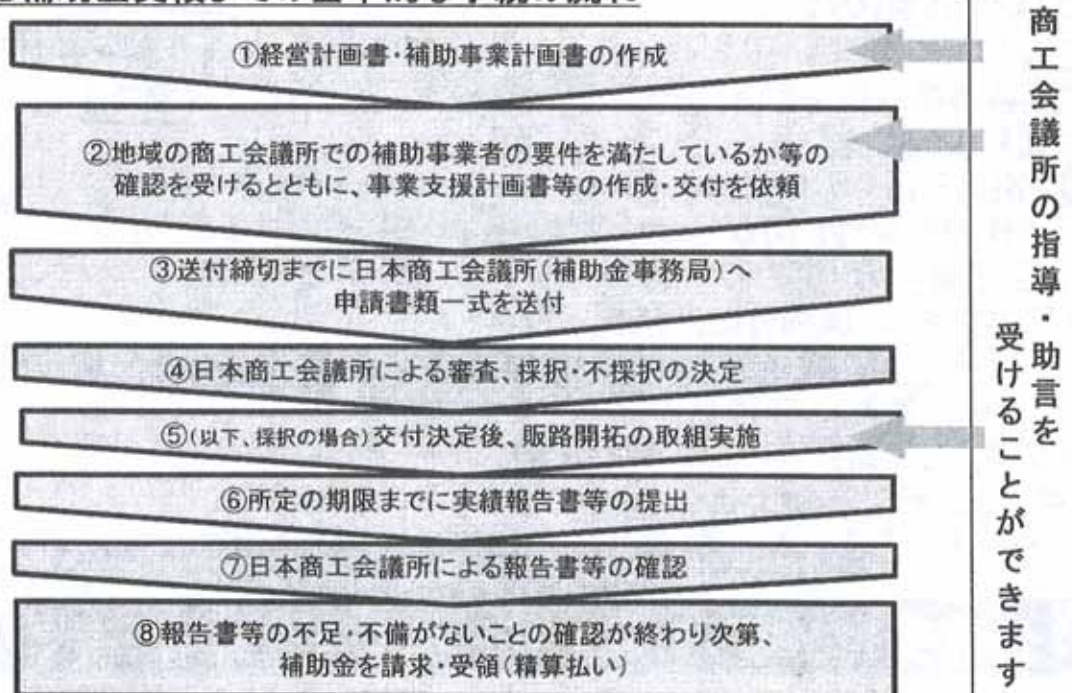
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買物弱者対策事業の場合に限ります)、設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円(①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策の取組、③海外展開の取組は上限100万円)
*複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



◆手続きの期限等

1. 申請受付開始	平成30年3月9日(金)
2. 日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切(上記③)	平成30年5月18日(金) 【最終日当日消印有効】
3. 採択結果公表	平成30年7月中予定
4. 補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から 平成30年12月31日(月)まで